

用語集

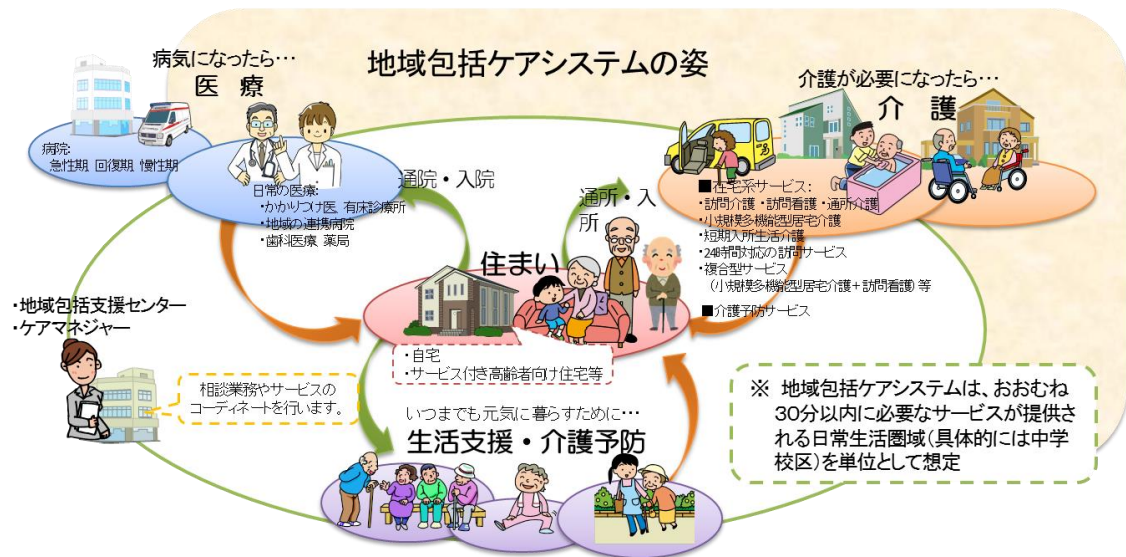
地域包括ケア推進計画

介護保険事業計画とは、保険給付を円滑に実施するために、3年を1期として策定することを定められた計画のことです。

当市においては「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、「地域包括ケア推進計画」と呼称しております。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。



東村山市の地域の特性に応じて、次のような特徴をもった地域包括ケアシステム「東村山モデル」を構築・推進していきます。

- ① 東村山市の現状と課題を踏まえた事業の展開
- ② 既存の社会資源の強みを生かして、行政が関係機関をコーディネート
- ③ 介護予防等に係る法体系、所管を超えた連携
- ④ 総合的な成果指標の設定

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言います。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

総合事業は、介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、「一般介護予防事業」と「生活支援・介護予防サービス事業」から構成されます。